

会 議 録

会議名	平成 26 年度第5回小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	平成 26 年 7 月 29 日(火) 19 時 00 分～21 時 00 分	
開催場所	801 会議室	
出席者	委員	高橋委員長、岡本副委員長、小澤委員、石山委員、祝委員、井上委員、川村委員、中山委員、小澤委員、仙澤委員、鈴木委員
	事務局	越学童保育係長
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 学童保育の保育内容について (2) その他 3 閉会	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 小金井市放課後児童健全育成事業学童保育所運営基準（新旧対照表） ・ 小金井市学童保育所保育内容（新旧対照表） ・ 子ども・子育て支援新制度にかかる「児童人口」と「量の見込み」の算出について（子ども子育て会議資料抜粋） ・ 延長保育に関する調査 ・ 四年生以上の受け入れの件（学保連提出資料） 	
	1 会議録の確認 第 2 回会議録は現在確認中。 2 四年生以上の受け入れの件 について (学)全入と学年延長については、7 月度代表者会議にて協議のうえ、要望事項を含め以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ調査の結果を踏まえ、学年延長に対するニーズが多い事を把握した。 ・ また、児童福祉法改正により、6 年生までが学童保育の対象である事も念頭におかなければならない。 ・ 学保連としては、現在の保育の質を守りながら、段階的に学年延長を目指す事が必要であると思う。 ・ 現時点で 6 年生までの受け入れを実施する事は、施設面だけを考えてみても非常に困難であると感じる。 ・ 学年延長を実施するためには、新たな保育施設を拡充が必須となる。 ・ また、1～3 年生の全入は継続する事を強く要望したい。 ・ 段階的に学年延長を目指すとして、例えば 4 年生までを検討する余地は無いのか。 	

- ・尚、仮に学年延長を実現する為に放課後子ども教室との一体化運用考えるのであれば、断固として反対する。
 - ・しかしながら、放課後子ども教室の必要性は十分に理解をしているので、それぞれが別の事業体として共存共栄をはかってもらいたい。
 - ・また、児童館も増やしてもらい、4年生以上の受け皿を拡大してもらいたい。
- (市)了承した。

3 説明会日時について

(学) 前回提示の日程で問題は無い。

(市) 説明会日時は、市HPにも掲載する。9月7日14時は、さわらび学童では無く、公民館本館で実施する。

4 子ども・子育て支援新制度にかかる「児童人口」と「量の見込み」の算出について

(市) 資料は7月16日の子ども・子育て会議資料で、地域子ども・子育て支援事業のうち学童保育所(放課後児童健全育成事業)部分を抜粋したものである。

(学) 再開発に伴う人口増加は考慮しているか。

(市) コーホート変化率法という、過去の動きに基づき推計する手法で算出しているので、個別事業の要素は盛り込んでいない。

(学) 量の見込みのとおり、単純に6年生までは厳しい状況である。低学年の見込みでも832人である。

(市) あかね学童保育所の建替後、現在の定員は790人で、今後みなみ学童保育所の建替も予定している事と、定員については条例でも10%まで考慮している。

5 パブコメについて

(市) 20人の方から125件の意見を頂戴した。今後市として、意見をまとめ検討させていただく。

(学) 了解した。

6 学童保育所の延長保育について

(市) 他市の状況として、延長保育を実施している16市の時間や料金は資料のとおりである。本市では、夜の保育時間は19時、学校休業日の保育時間は8時～19時を考えている。料金は、朝の延長に料金設定しているのが7市、夜の延長に料金設定しているのが15市である。受益者負担と他市の状況から、朝の延長は無料、夜の延長は料金設定が必要と考えている。素案として月額2,000円程度で、非課税世帯等育成料が無料の世帯は延長も無料とする。利用にあたっては申請を頂く事によって19時まで保育をする。学校休業日の朝は8時から開所し、児童の降所は、17時、18時、19時の3通りを考える。

(学) 了解した。

7 運営基準改訂について

(市)運営基準案と保育内容について、修正すべき部分について新旧対照をした形で作成した。平成27年度の事業開始に向けた改訂を考えており、基本的な部分を変えない。

(学)運営基準／保育内容の改訂案を8月の協議会の場で回答する。

8 説明会について

(市)説明会で想定される質問事項について、事前に取りまとめていただくことは可能か。事業者選考にあたっての意見もあればいただきたい。

(学)次回代表者会議にて、意見の取りまとめを行い、市側に提示することは可能である。

9 次回日程について

8月25日を協議会日時とする。場所は、別途連絡する。